

# 注 意

この施設は、熊谷市内から排出された一般廃棄物のうち、燃えないものを処理する施設です。  
廃棄物の適正搬入にご協力ください。

- 1 熊谷市外からの廃棄物の搬入を禁止します。
- 2 産業廃棄物の搬入を禁止します。
- 3 事業所等から発生したごみは、  
飲食料用のカン・ビン及び識別表示のあるペットボトルのみ受け入れます。
- 4 熊谷市の一般廃棄物収集運搬業の許可を持たない者が他者の廃棄物を搬入することを禁止します。
- 5 本件は、平成31年4月1日から  
厳密に適用します。

※身分証明書等の提示や排出元の確認を求めています。

※一度に同一種類の廃棄物の大量の搬入はお断りすることがあります。

熊谷市環境推進課

048-536-1556

熊谷市環境美化センター

048-524-7121

(裏面もご覧ください)

## 【搬入のお約束】

この施設は、熊谷市内から排出された一般廃棄物のうち  
燃えないものを処理する施設です。

### 【搬入できるごみ】

一般家庭	カン・ビン・ペットボトル（識別表示のあるもの） 不燃ごみ・粗大ごみ・乾電池・鏡・蛍光灯・小型家電製品
市内事業所等	飲食料用のカン・ビン、ペットボトル（識別表示のあるもの）

事業所等から排出される飲食料用のカン・ビン、ペットボトル（識別表示のあるもの）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 11 条第 2 項及び熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 14 条に基づき市が受け入れを行う産業廃棄物としています。

### 【搬入できないごみ】

一般家庭・ 事業所等共通	産業廃棄物・テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・洗濯乾燥機・ピアノ タイヤ・バッテリー・オイル・農薬等・消火器・土砂・岩石・ブロック 家屋解体ごみ・燃えるごみ・古紙など
-----------------	---

産業廃棄物は事業活動から生じる次の 20 種類となっています。

- ①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥ゴムくず ⑦金属くず  
⑧ガラスくず及び陶器くず ⑨鉱さい ⑩廃プラスチック類 ⑪がれき類  
⑫紙くず ⑬木くず ⑭繊維くず ⑮動植物性残渣 ⑯動物のふん尿 ⑰動物の死体  
⑱ばいじん ⑲動物系固形不要物 ⑳処理物

※⑫～⑳は業種の指定があります。

≪産業廃棄物の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条 4 項及び同法律施行令第 2 条で定められています。≫

### 【搬入方法】

一般家庭	ご本人又は同居のご家族が直接お持ちいただくか、 熊谷市一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬を委託してください
市内事業所等	社員の方が直接お持ちいただくか、 熊谷市一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬を委託してください

### 【産業廃棄物の処分方法】

産業廃棄物の処分方法については、埼玉県環境産業振興協会にお問合せください。

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-5-7 高砂建物ビル 3 階

電話 048-822-3131 FAX048-822-6299

※埼玉県環境産業振興協会は、産業廃棄物処理業者で構成する一般社団法人です。産業廃棄物の処分は原則有料になります。

**STOP!**



#### ≪注意≫

廃棄物の収集運搬業の許可を持たずに、他者の廃棄物を運搬した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条一項一号により、5 年以下の懲役・一千万円以下の罰金に処されます。

法令に違反が認められる場合は、厳正に対処します。

(表面もご覧ください)